

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
 - 道路の占用を制限する区域の指定
- 【公告】
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧

道路整備課

”

”

耕地課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笠岡井原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
笠岡市小平井字道上寺二二二五番三地区内	新	一三・〇 一三・六	三八・二
笠岡市小平井字道上寺二二二五番三地区内	旧	一〇・〇 一三・一	三八・二

◎岡山県告示第三百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	笠岡井原線	笠岡市小平井字道上寺二二一五番三地内	令和五年七月二十五日

◎岡山県告示第三百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名
県道	笠岡井原線
	笠岡市小平井字道上寺二二一五番三地内

占有を制限する区域

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和五年七月二十五日

〔三七七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区 上高末工区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年七月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区 上高末工区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和五年七月二十五日から同年八月十五日まで

三 縦覧の場所

矢掛町役場